

掲示用

長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年8月10日

長野広域連合長 加藤久雄

長野広域連合条例第3号

## 長野広域連合議会委員会条例の一部を改正する議会条例

長野広域連合議会委員会条例(平成12年長野広域連合議会条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務委員会」を「総務福祉委員会」に改め、同号クを次のように改める。

ク 養護老人ホームに関する事。

第2条第2項第1号に次のように加える。

ケ 特別養護老人ホームに関する事。

コ デイサービスセンターに関する事。

サ 在宅介護支援センターに関する事。

シ 老人ホーム入所判定委員会に関する事。

ス 介護認定審査会に関する事。

セ 障害支援区分認定審査会に関する事。

ソ 他の常任委員会の所管に属する事。

第2条第2項第2号中「福祉環境委員会」を「環境衛生委員会」に改め、同号アを次のように改める。

ア ごみ焼却施設及び最終処分場に関する事。

第2条第2項第2号イからクまでを削る。

### 附 則

この条例は、令和3年11月25日から施行する。